

(策定)・変更) 令和 4 年 3 月 18 日

社会福祉法人 こぶしの会

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」

職員が仕事と子育ての両立ができ、働きやすい環境をつくることによって、職員全員の能力を十分発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日までの 1 年 7 ヶ月間
2. 内 容

目標 1 : 計画期間内に育児休業の取得状況を以下の通りにします。

- ・男性従業員…育児休業取得者を 1 人以上にする。
- ・女性従業員…育児休業取得率 100%を維持する。

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 男性も育児休業が取得できることの周知・相談体制の整備
- 令和 4 年 8 月～ 産育休中の補償制度の周知を行う
- 令和 5 年 1 月～ 産休・育休復帰者が復帰しやすい職場環境の整備に努める

【女性活躍に関する情報】

- 管理職に占める女性比率 58.30%